



大型トラクターによる整地作業（下新地区）

農業構造改善事業3ヶ年の成果

11の生産組合結成、農作業の共同体制確立

[illegible]

新津市第一次農業構造改善事業実績総括表

事業種目	事業主体	第1年度(昭37年度)		第2年度(昭38年度)		第3年度(昭39年度)		事業累計計
		事業量	事業費	事業量	事業費	事業量	事業費	
土地整理事業	区画整理 面が、排水 か、い、溝、	下新土地改良区 新津郡土地改良区	35.9ha 17,510					17,510,000
農業	小計	下新土地改良区 新津郡土地改良区	44.15ha 10,700		25ha 3,320	30.1ha 6,860	20.18ha 5,030	10,180,000 10,700,000 5,030,000
			28,210	6,453m 125ha	13,860			13,860,000
					17,180		11,890	57,280,000
稲乾物調整施設	金津農協			1ヶ所1棟 242m ²	9,237,736円			9,237,736
畜産センター	新津市			本館129.81m ² 畜舎1棟 264.87m ² その他29.16m ²	円 10,144,237			10,144,237
トラクター	下新生産組合	39P S 1台 2台	2,010					2,010,000
稲刈機		1ヶ所1棟 69.56m ²	90					90,000
格納庫		1ヶ所1棟 48.6m ²	534					534,000
トラクター	結上農業協業組合					39P S 1台 S	2,255	2,255,000
	結福島第一営農組合					39P S 1台 S	2,255	2,255,000
	中生涯組合					39P S 1台 S	2,255	2,255,000
	川口協栄生産センター					39P S 1台 S	2,165	2,165,000
	北上新田生涯組合					39P S 1台 S	1,985	1,985,000
	金津農協					44.5P 1台 S	2,350	2,350,000
トラクター	下新生産組合					1台 S	200	200,000
播種機	結福島第一営農組合					1台 S	218	218,000
格納庫	結上農業協業組合					1棟 48.1m ²	520,090	520,090
	結福島第一営農組合						450,000	450,000
	中生涯組合						450,000	450,000
	川口協栄生産センター						450,000	450,000
	北上新田生涯組合						469,283	469,283
	金津農協						16,492,373	38,504,346
小計			2,634		19,377,973			
合 計			30,844,004		36,557,973			28,382,373

医療給付七割に（四十一）
月年

保険料増額三十四％に抑

に組織されつゝ生業組合を構成して作業の体制を確立いたしました。

この共同組織体は、当市モテルケの連合をつつてモテルケを中心として工業従事者の皆んに入らぬものと思へたのである。

なおこの様な工業業を一層拡大するたむ三十九年度に於ける建設費増進改修事業の、建設地域として津地郡、車地町之領、筑紫郡、津地町、三潁郡、野方が指した。

区、福岡でしたが、前二年度を含む今年度は、

被保険者各位の協力により、今年度までに、市は、三十九年度に於ける市の被保険者約九八・七パーセント、機動給付を七割の高完成になり、また、四十一年一月から、貴の機動給付は、

医療給付七割に（四十一年）

保険料増額三十四％に抑制が予定されておりますが、一方、国民健康保険財政は、金閣の悪化の懸念を以て、三十九年度の取支では、三年度に比し、町村が赤字となり、その額も八十八億円となり、

当市には、この間、八百七十四円ちがひの赤字

りす。

設、市は、近代的施設を、市道、市化中であ

かへし、明年一月からの七割給付実施をひかへ、早速収支の均衡をはかりたいところでありました。四十年度における係務給分額は、給付率引上げ分を含めて、三十九年実績額七千四百八十九万より一千八百余万円の増が必要と思われるが、これに赤字分を加えた額二千六百七十五万円の増収が見込まなければ収支の均衡がとれないこととなります。

この増加額のうち、一千四百四十万円のうち、千八百四十万円の増収が交付される見込です。

戰沒者に特別弔慰金

該当される方は民生課へ

[illegible]

上のとおりで
 詳細につい
 おたすね下
 当されると思
 請求手続きを
 × ×

保険料の減額対象者拡大

所得控除1万5千円から2万5千円に

七月議会で決定

範(寛)の
 兄、年間
 所得九萬
 円以下の
 世帯。
 円、九萬
 円以上で
 あるが一
 人につき
 一万五千
 円以下の
 控除して
 いくその

ね、お前の経費額は仮税
 課額に比べてますので
 この点についてくわしい
 ことは務課課長保科係へ
 照会してください。

以上のとおり九月以降
いたします。
なお、わりのよい半年
前納の時期でもあります
ので、ぜひご利用く
ださい。

